

ID: 5113

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第11条の規定による。 (計画の認定の取消し) 第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日